

横浜市資事指令第3001号
令和6年6月1日

許可番号 第05660001425号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町1120番地1

氏 名 木村管工 株式会社
代表取締役 木村 雅生 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春



許 可 の 年 月 日

令和6年5月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和13年4月30日

1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

（1）収集・運搬（積替え及び保管を除く）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く） 以上1種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（2）収集・運搬（積替え又は保管を含む）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く） 以上1種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町46番3外4筆

保管施設の概要

特別管理産業廃棄物の種類：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く） 以上1種類

保管面積：2.16㎡ 保管上限：1.9㎡

3. 許可の条件

（1）積替え又は保管に伴う搬入又は搬出は、自ら行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年5月1日 新規許可

令和6年5月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無